

4・26「小林勝 20 条裁判を支える会」 結成集会開催



4月26日（水）午後6時半より、東京・神保町区民会館2Fにて

『中央学院大学に対する小林勝さんの裁判闘争を支える会』4.26結成集会が開催された。

**非常勤講師待遇の抜本的改善を！
労働契約法 20 条（有期雇用と正規雇用との
均等待遇を定める）違反をただす！**

60名余りが参加して、会場は満席となった。司会のあいさつの後、支援する会呼びかけ人代表の挨拶を受け、今までの闘いのスライド上演及び経過報告がなされた。

講演には、加藤弁護士「小林勝さん労契法 20 条裁判闘争の意義と課題」。休憩後、基調・会則と役員体制の提起・弁護団紹介、事務局の承認。そして、決意表明として、小林勝さんと全教組合員を紹介。

最後に、支援の仲間から連帯の挨拶をうけた。全労協、郵政ユニオン、長澤運輸、メトロコマース、各専労協、JAL 争議団、ユニオネットお互いさま。

小林事務局長から今後の行動提起として、

- 1、事務局を始め、各種集会や学習会での要請や労組要請、会員のロコミ、ホームページの活用等、支援する会の会員拡大を積極的に行い、財政と闘う体制の確立を図る。
- 2、ニュースの発行はもとより、傍聴行動

- 3、や裁判所前・大学門前・駅頭での宣伝行動など世論喚起で裁判所と大学を追い詰め、解決を図る。
- 4、労契法 20 条の学習会やシンポジウムの開催や 20 条で闘う仲間との連帯・交流を行う。
- 5、安倍政治の「働き方改革」と司法の反動化に抗し、労働契約法 20 条の精神を活かし、「同一労働・同一賃金」を勝ち取るための政治（国会）やマスコミ対策等を行う。

《当面の行動》

- (ア)4・28「千葉メーカー前夜祭」本人参加と訴え。千葉市民会館
- (イ)5・1 日比谷メーカー等のチラシ配布等宣伝、日比谷野外音楽堂
- (ウ)5 月上旬、第 6 回事務局会議。今後の運動と諸行動の具体化
- (エ)5・18 郵政 20 条東日本裁判結審傍聴参加、
15 時・東京地裁第 527 号法廷
- (オ)5 月 25 日（木）：第 4 回裁判
午前 10 時～、東京地裁 709 号法廷
・東京地裁前宣伝行動
午前 9 時 15 分～45 分
・傍聴行動午前 10 時～
・裁判報告会（裁判後）弁護士会館

（略称）小林勝 20 条裁判を支える会 への加入のお願い

【共同代表】金子勝（立正大学名誉教授、憲法学）、嶋崎英治（三鷹市会議員）、館幸嗣（中央学院大学教授、民法）、森博行（弁護士）

【弁護士団】加藤晋介、指宿昭一、内村涼子、河村健夫、河村洋、早田賢史、山田大輔、吉田伸広、【事務局長】小林春彦

【会費】個人：年一口 1,000 円、団体：年一口 3,000 円

【会費振込】（郵便）振替口座番号
00140-4-603288

※加入者名：小林勝さんを支援する会